

◆返戻金制度に関する事項

当事業所は、紹介し採用された求職者が自己都合により退職した場合、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を返戻する制度を設ける場合があります。

- (1) 雇用期間の定めがない又は2か月を超える雇用期間が定められているものについては返戻金制度を設けます。
 - ・入社後2ヶ月以内に退職した場合 50%
- (2) 日々雇用の仕事及び2か月以内の雇用期間が定められているものについては、手数料を返戻する制度は設けません。
- (3) 紹介予定派遣又は派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、手数料を返戻する制度は設けません。

返戻金制度は『人材紹介に関する契約書』において別の定めをする場合があります。